

# 総務文教常任委員会記録

令和7年8月29日

【開催日】 令和7年8月29日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時21分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

紹介議員	宮本 政志		
------	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三		
総務部長	辻村 征宏	総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎
人事課主幹	福田 智之	人事課人事係長	藤井 貴大
人事課給与係長	長村 知明		
文化スポーツ推進課長	原田 貴順	文化スポーツ推進課主幹兼地域クラブ推進室長	桑原 睦
文化スポーツ推進課スポーツ振推係長	田島 正秀		
教育長	長友 義彦		
教育部長	藤山 雅之	教育次長兼教育総務課長	矢野 徹
学校教育課長	升谷 哲也	学校教育課主幹	田坂 哲省
学校教育課主査兼学務係長	三浦 泰平		

【参考人】

参考人	垣原 俊彦		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-----	--------	------	-------

【審査内容】

- 1 請願第1号 屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書

- 2 要望書 市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直しについて
- 3 その他

---

午前 9 時 開会

---

伊場勇委員長 皆様、おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容 1、請願第 1 号屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書でございます。本日は、参考人として、紹介議員である宮本政志議員、そして請願者である垣原俊彦様の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼申し上げますとともに、本日は忌憚のない御意見を述べてくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本請願については、まず紹介議員及び請願者から御説明いただき、その後、委員から質疑を行います。御説明や発言の際に御注意いただきたい事項をお伝えいたします。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言ください。そして、発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。そして、参考人は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、御了承ください。そして、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報については発言をお控えください。それでは、まず、この請願について説明していただきます。最初に、紹介議員の宮本議員からお願いいたします。

宮本政志議員 皆さん、おはようございます。このたびの請願書の紹介議員の宮本でございます。一般質問と違いまして、請願とは地方自治法に権利としてしっかりと明記されている重要な事象でございます。今からこの請願のいろいろな意見が出るとは思いますが、この請願書の願意をしっかりと酌み取っていただいて議論に入っていただけたらと思います。本日はどうぞよろしくようお願いいたします。

伊場勇委員長 それでは、垣原俊彦参考人、御説明をお願いいたします。

垣原俊彦参考人 おはようございます。今回の請願についての内容を御説明させていただきます。屋内スポーツにおいて、昨今夏の気温上昇に伴った室温の冷却についての要望、指導者に関しての謝金についての要望になります。どうぞよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 理由等々が請願書に書かれております。私が見る限り2点おありだと思います。それぞれの要望について、記載していただいている内容と、またそれに肉付けされることもあろうかと思っておりますので、そちらについても御説明いただけますか。

垣原俊彦参考人 理由に関しましては、屋内スポーツでは、外気の取り入れなどでは室温の低下などの効果が天候に左右されるため、機械的なもので安全に室温を抑えてスポーツに取り組んでもらいたい。それと、現在、公務員が指導者の場合には謝金の支払いができないが、そこを緩和していただけると、地域スポーツ移行への窓口が広がりやすく、スポーツへの見識がある方に御協力いただきやすくなると思います。以上です。よろしく申し上げます。

伊場勇委員長 請願書について説明していただきました。委員からの質疑を求めます。2点あると思っておりますので、まずは1点目の屋内スポーツにおいて、昨今の夏の気温上昇に伴った室温の冷却についての要望に関して質疑をお願いいたします。

大井淳一郎委員 屋内スポーツの中身です。大きく分けて、卓球とかバドミントンとかバスケットボールとか、市民が市民体育館でよくされるスポーツと、あと学校の中で体育の授業等でのスポーツがあるんですが、垣原参考人がこの請願書の中で考えておられるのはどちらなのか、あるいは

両方なのか、お答えください。

垣原俊彦参考人 これは私がたまたま自分の子供のスポーツに携わっていて思ったことであるんですけども、範囲を拡大すると、小学生、中学生は、この暑い環境の中でスポーツをやっているということを再認識いたしました。であるのならば、熱中症の危険が物すごく高いのではないかと、いうことを危惧して、今回の請願書を出させていただきました。

大井淳一郎委員 熱中症の危惧と言われました。直接的あるいは間接的に「大変な暑さだ」という声を聞いていると思うんですが、具体的にこういった困ったことがあったということがあれば、参考に教えてください。

垣原俊彦参考人 私は子供のチームの保護者代表をやらせていただいて、そのチームに長く携わる機会も多く、練習の始めから終わりまで参加しているんですけども、熱中症になりかけている子供がたくさんいて、それによってスポーツに取り組む時間が短くなってしまうことがあります。実際、私たちのチームでもそういったことが二、三件起きています。それを考えたときに、激しいスポーツであればもっとそういうことが起きているのではないだろうかということを危惧して、今回こういう請願書を出させていただきました。

岡山明委員 請願の対象となる場所がありますよね。市民館の体育館や地域交流センターもありますね。あと、学校においても室内運動場という表現で体育館の使用があります。まず対象となる場所をどこに限定されるのかと。そして、対象者は子供たちもいますけど、やっぱり全市民になりますよね。だから、対象となる場所と市民を教えてください。

垣原俊彦参考人 優先順位は、まず小学校、中学校と、体力的に劣るものから優先していけばいいのではないかと思います。場所については、小学校、中学校を優先していただいて、あとは民営化されてないものです。民営

化されているものは運営されているところが考えればいいことだと思います。公民館、公共施設であれば——多分、クラブチームは場所の確保がすごく難しく、そういうところを利用されているクラブチームがもちろんあると思います。そういうところであれば、拡大をしなければ一部の人しかその恩恵を得られないと思いますので、全体に広がっていけばとは思っています。

白井健一郎委員 先ほど何かスポーツの指導をなされていると。（発言する者あり）保護者代表ですか。具体的にはどういうスポーツですか。

垣原俊彦参考人 具体的には、私はバレーボールの保護者代表をさせていただいています。しかし、今回はその他のスポーツも考えて、屋内スポーツであれば例えばバスケットボールもありますし、そういうスポーツは1区切りが長いですから厳しいのではないかと思います。

白井健一郎委員 では、小学校、中学校の体育館で、お子さん方は活動してらっしゃるということですか。

垣原俊彦参考人 私の子供が活動しているのは、主に小学校、中学校です。その場所がどうしても借りられないときは、労働会館を使用させていただいております。

森山喜久副委員長 団体が小学校、中学校の体育館を使われている時間帯は、夕方を中心と理解していいのでしょうか。それとも日中も含めて全体的に使われているのでしょうか。

垣原俊彦参考人 土曜日であれば指導員の方が動きやすいので、私たちのチームは午前9時から午後0時でやっています。平日は、午後6時半から9時ぐらいまでやっています。

森山喜久副委員長 その時間帯でも明らかに暑いということで、熱中症の危険性を感じているという理解でよろしいですか。

垣原俊彦参考人 具体的な指数を示しますと、今の季節であれば、朝9時から12時の使用でも、大体35度ぐらいにはなっています。夕方に関してもそれぐらいですけど、場所によっては夕方の熱中指数のほうが高くなっています。私たちが使用しているところで大体いつも警戒ぐらいにはなっており、普通の基準内では使用していないということになっております。

岡山明委員 今回の請願は、市内全ての屋内スポーツに関わる施設に対して、エアコン、空調設備を整えてほしいという趣旨だと受け止めていいんですか。

垣原俊彦参考人 そうです。もちろん市の予算もあると思うので、そこは精査していただいて構わないとは思いますが、私としては、やはり小中学校を優先に、その後はクラブチームなどが使用される公共施設などで整備させるほうが良いとは思っています。

白井健一郎委員 「外気の取り入れ」と書いてありますが、例えば、ドアや窓を開けたときに、室温の低下にどの程度効果があると感じられますか。多分窓とかドアとかも全開で活動されると思うんですけど、どれぐらいの効果があるのかということですね。

垣原俊彦参考人 私どものチームでは、開けられるところは全て開けております。その状態で35度になります。また、風がある日、ない日がありますので、風がない日でも子供たちに安全にやっていただきたいという思いがありまして、今回この請願書を出させていただきました。

森山喜久副委員長 今の室温は、スマートフォンなどで計測されているのか、

それとも計測器が体育館に設置されているのか、教えてください。

垣原俊彦参考人 公共施設には温度計と熱中症指数計の合わさったものがあります。私も子供たちの様子が心配なので、それらを見ながらやっております。

白井健一郎委員 「機械的なもので安全に室温を下げて」とありますけれども、機械的なものというのは、具体的にどういうものを想定していますか。

垣原俊彦参考人 私としては、予算があるのならば市民体育館みたいにエアコンなりクーラーなりが入ればいいと思いますが、それに時間がかかるようであれば——こういうのは夏が終わってしまつては意味がないものと思っていますので、最初は例えばスポットクーラー、大型ファン、サーキュレーターなど代わりになるものでやればある程度の効果は出るんじゃないかなと思います。今はまだ暑いと思いますので、夕方もしくは土曜日の午前中などに体育館を訪れて見ていただければ体感できるのではないかと思います。

伊場勇委員長 今の答弁の中で、早急にサーキュレーターとかスポットクーラーとかクーラーとかを設置していただきたいということが願意としてあるということで間違いはないですか。

垣原俊彦参考人 そうです。クーラーが一番なんですけど、予算的なもので間に合わないようであれば、取りあえずは簡易的なスポットクーラー、サーキュレーター等で対処させていただきたいなという思いがあります。

白井健一郎委員 今のお話で確認なんですけど、今年の8月8日に請願書が出されていますが、もう本当に今年中にといいか、緊急性が高いという感じなんですか。

垣原俊彦参考人　そうですね。昨今の夏場の気温上昇は、私たちの子供時代よりもとんでもないことになっていると思います。熱中症は命に関わることなので、1日でも早く実現していただければと思っております。

松尾数則委員　私は、小中学校の体育館には実際行ったことないのでよく分かりません。山陽小野田市のアリーナにはしょっちゅう行きますが、卓球などをされています。ドアを全部閉めて、カーテンも閉めてされているみたいですね。だから、暑いのは十分分かりますし、熱中症対策が必要だと言うのも十分分かります。それはぜひとも必要なことだろうと思っています。ただ、小中学校でバレーボール、卓球も当然やりますよね。小中学校でも同じような状況でやられているんでしょうね。授業としてやられているんですか。

伊場勇委員長　授業としてじゃなくて、クラブチームですね。

松尾数則委員　クラブ活動としてやられているんですね。分かりました。

垣原俊彦参考人　今回は自分の子供のスポーツですけど、小学生は体育の授業も含めて危険性があると思います。一部の者が恩恵を受ける形じゃなくて、小野田市に住む子供たち全員が恩恵を受ける形でお願いしたいと思っておりますので、こういう請願にいたしました。

白井健一郎委員　小中学校の話が出ました。お聞きしたいのは、小中学生のスポーツは小中学校の体育館がメインの場になると思うんですけど、例えば、市内のよそのスポーツ施設を使うことは頻繁にあるんでしょうか。要は、ふだんの辺で活動をなされていて、市内のよその公共施設だったらどういう使い方をされているのか、その辺をお聞きします。

垣原俊彦参考人　私たちのクラブでは、小中学校がメインで、場所を取れない曜日があるときは2週に一遍ぐらいの程度で労働会館を使用させていた

だいています。ただ、それを私たちのクラブに当てはめると、一部のクラブとか一部の子供とかしか恩恵を受けないので、全体的に波及させていただきたいというお願いでございます。

伊場勇委員長　ここで暫時休憩を入れます。

---

午前9時20分　休憩

---

---

午前9時29分　再開

---

伊場勇委員長　それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。この請願書の中での問題点、要望についての2点目です。指導者に対しての謝金についての質疑を求めたいと思います。挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員　2点目、「公務員」と書いてあります。これは市の職員もあるし、教職員もあります。そのほかもあるかもしれませんが、垣原参考人の周りで、例えば公務員の方が指導者として何か携わっていると思います。こういった緩和があれば窓口が広がりやすくなると思って請願書を出していると思うんですが、身の回りでこれだけの人が携わっているんだという情報があれば、差し支えない範囲、個人情報に触れない範囲で教えていただければと思います。

垣原俊彦参考人　私の周りでクラブチームのコーチなどをやっていたいていの方がおられます。また、やりたいんだけどやっぱりこういう問題があるからということで足踏みされている方もいらっしゃるのではないかと思います。

白井健一郎委員　参考人は、恐らく中学校の部活動の地域展開などを想定されているんでしょうが、参考人はそこに参加するおつもりがありますか。

垣原俊彦参考人 私は一保護者として、こういう問題があつて——地域移行を何年かかかってやっていくとは思いますが、その裾野を広げるためにこういう問題は邪魔になるのではないかと感じて請願させていただきました。

森山喜久副委員長 クラブチームの中に公務員の方がいらっしゃれば、その方々はやっぱり全員ボランティアでやっているという認識でよろしいですか。

垣原俊彦参考人 私は法律上のことには詳しくはないんですが、例えば、平日に大会などがあつて監督、コーチとして引率した場合に、公務員の方はそこを有給でお休みされると。その場合に、チームとして謝金がお支払いできないということが起こっている状況であります。

森山喜久副委員長 お世話されているコーチや監督のうちの何人かに公務員とか教職員とかの方がいらっしゃるという理解でいいですか。

垣原俊彦参考人 私の認識している範囲ではそうです。おっしゃるとおりです。

伊場勇委員長 有給のときのことは法律等の制約があるんだろうと思います。しかし、通常の休暇のときについてです。有給だと給料が発生するということですが、そうではない休暇のときについて、その兼職・兼業というところでは、もっと柔軟に、弾力的にしてほしいという願意があると思ったんですけども、その辺についてはいかがですか。

垣原俊彦参考人 そういうことでスポーツの受入先がたくさん増えるのではないかと感じていて、それは小学校、中学校にかかわらず、どの年代でも来ていただければ、子供たちは喜ぶのではないかなと思います。

岡山明委員 小学校の指導者に対してお金がかかるという形になっていく状況、中学校の部活動を地域に移行する状況で、例えば小学生に対してのコーチを先生がすると、兼職・兼業ということで小学生の先生方にはお金が出るということで進められても何も問題はないという解釈でいいですよ  
ね。

垣原俊彦参考人 私は小学生の地域移行のクラブの受入先ということに関しては認識がないので、今どういう状況かは分からないんですけども、私はとにかく裾野が広がってくれば良いと思っています。そういう状況であれば広げていただいて構わないと思っています。

伊場勇委員長 例えば、小学校に勤務する教職員の方でもこういったクラブチームだったり、地域移行された中学校の部活であったり、それ以外もあるかと思いますが、そういったところの指導については、やはりちゃんと謝金を支払えるような体制などをもっと拡充したり、柔軟に対応できるような仕組みが必要ではないかというところじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

垣原俊彦参考人 委員長のおっしゃるとおりだと思います。ただ、有給が発生した場合、ダブルで謝金を頂くのが駄目ということらしいので、そこは条例なりで改善されていけばいいのではないかと思います。

白井健一郎委員 この請願の趣旨はよく分かりますけれども、もう一遍確認させてください。「公務員が指導者の場合」と初めに書いてあるんですけど、この「公務員」というのは、学校の教職員の方に限定しているのですか。

垣原俊彦参考人 そこは限定しておりません。一般的に公務員と呼ばれる方たちに広げていただければと思います。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ここで暫時休憩します。

---

午前9時38分 休憩

---

---

午前9時49分 再開

---

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。2点目の公務員が指導する場合ですね。謝金等について、その裾野を広げていただきたいという願意はしっかり伝わってまいりました。そのほか質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を終了いたします。最後に、垣原参考人から何かございましたら、おっしゃっていただいて結構でございます。

垣原俊彦参考人 本日は、このような機会を設けていただきありがとうございました。市政に加わる経験ができてうれしかったです。ありがとうございます。今回の請願においては、やっぱり暑さ対策ということでスピード感が大事だと思っておりますので、よろしくお願いします。

伊場勇委員長 ありがとうございます。それでは、参考人に一言お礼申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それではここで総務常任委員会を暫時休憩といたします。

---

午前9時51分 休憩

---

---

午前10時 再開

---

伊場勇委員長　それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。先ほど、請願第1号について、参考人にお越しいただいて願意を確認したところです。続きまして、この事案に係る執行部の方に来ていただきまして、このことについて質疑をしたいと思います。それでは、委員からの質疑を求めます。1点目の屋内スポーツにおいて、昨今の夏の気温上昇に伴った室温の影響についての要望からお願いします。

大井淳一郎委員　現状について伺います。子供たちの屋内スポーツ——主に学校の体育もあるんですが、暑さ対策のためにスポットクーラーなどを取り入れているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

伊場勇委員長　子供たちということなので、小中学校ということでお願います。

矢野教育次長兼教育総務課長　小中学校のスポットクーラーの設置状況でございますが、基本的には各学校に2台導入しております。ただ、その主要な用途としましては、理科室での使用や、特別教室などエアコンがない部屋での利用となっております。

大井淳一郎委員　それは大体いつぐらいから使っているのか、常時使っているのか、お答えください。

矢野教育次長兼教育総務課長　運用については学校に任せているというところもありますが、授業で活用されているものと認識しております。

大井淳一郎委員　請願者から、地域クラブ活動の中でスポットクーラーなどを活用してほしいという願いがあったんです。学校施設を使う場合、体育の授業等で使っているスポットクーラーを使うことは可能なんですか。

矢野教育次長兼教育総務課長 使用は可能だと考えております。

森山喜久副委員長 各小中学校に2台ずつ設置されているというところで、特別教室などでは使用されているであろうということなんですけど、実際に体育の授業などで体育館に持ち込んでスポットクーラーを使っているという状況はあるんでしょうか。

升谷学校教育課長 場面に応じて、体育館に持ち込んで使用する場合がございます。

森山喜久副委員長 それは効果があるから持っていかれるということなんですか。2台を稼働させたら、ある程度熱中症予防ができるという認識なんですか。

升谷学校教育課長 スポットクーラーですので全体が冷えるということはないのですが、合間にスポットクーラーの前に行って涼むという対応が主になっているのではないかなど。部屋全体が涼しくなればなおいいのですけれども、今はそのような状況だと思います。

伊場勇委員長 屋内スポーツの活動において、小中学校でのルールは何かあるんですか。何度以上では活動しては駄目だとかその対策だとか、どのようにされているんですか。

升谷学校教育課長 養護教諭を中心として、保健主任が玄関に暑さ指数を提示したり、あるいは「外に出てはいけないよ」という注意喚起を行ったり、「水分補給をしましょう」という放送をかけたり、そのようなことで対応しております。

長友教育長 体育における熱中症対策ですけども、運動に関する指針が暑さ指

数に対して出ております。その指数に従って授業を行っています。例えば、暑さ指数が31以上「運動は原則禁止」というような状況においては、もう授業をしません。それから、「激しい運動は中止」というような指数であれば、激しい運動をしないようにしています。そういったところで、指数に応じて授業内容を中止したり、涼しくなってから再開したり、柔軟に運用をしております。また、暑いときですから、当然、授業の合間でも水分補給を細かにやるということは実施しております。

森山喜久副委員長 暑さ指数の測定器に関してです。以前、保健室かどこかに保管しているような例もあったんです。計測計は常時見えるところ——例えば体育館のどの辺り、玄関という形で常時見られるような体制になっているかどうか、確認します。

升谷学校教育課長 屋外の日の当たるところに測定器を置いて測定しています。画面はそんなに大きくないので、見ようと思えば見られるのですが、意識をしないと見えません。ですから、先ほども申し上げましたけれども、数値に応じて教職員がアナウンスするなどの形を取っております。

森山喜久副委員長 測定器は一日中外に出ていて、直すことはないという理解でいいですか。

升谷学校教育課長 そのとおりでございます。教員が出勤してから測定器を置いて、中学校であれば、部活動が終わる頃に片づける形でございます。

森山喜久副委員長 今回、屋内スポーツということなんですが、体育館で確認できるような機器は設置されているんですか、されていないんですか。

伊場勇委員長 体育館の中にあるかどうかですね。

升谷学校教育課長 設置されております。

伊場勇委員長 小中学校の授業についてはいろいろ指針があつて、それによつてやられていると。31度以上ではどうこうなどいろいろあるかと思ひます。小中学校の体育館で生徒児童以外の方が使われる場面もあると思ひます。気温がすごく高くなつてゐる時間帯もあろうかと思ひますが、その辺については教育委員会としては、その使用する方の責任の中でやつていただくと。例えば、そこにサーキュレーターとかスポットクーラーとかの使用の希望があつたらするなど、何かそういった対応などはされているんですか。

矢野教育次長兼教育総務課長 社会体育での学校施設の開放につきましては、あくまでも借りられる方の自己責任で御判断ということで貸し出してあります。御質問のあつたスポットクーラーであつたり、サーキュレーターであつたりというところは、申し入れられれば使用可能と考えておりますが、実際に使つてゐるか、使つていないかというところまでは把握できておりません。

伊場勇委員長 では、同じことを小中学校の体育館以外のところについて伺ひます。市民体育館や公共施設でもスポーツを行う屋内施設がございますので、それについての対応、例えば責任の所在というのはどう運用されてゐますか。

原田文化スポーツ推進課長 市の屋内体育施設で申しますと、市民体育館と柔剣道場を保有してあります。こちらに関しましては、WBGT計を常時設置してありまして、指定管理者の下、注意喚起を促す程度となっております。また一方で、WBGT計の指数に関しましては、スポーツ庁などがスポーツ少年団への注意喚起を常日頃してありますし、毎年度、夏が近づきますと、そういった注意喚起はしておるところでございます。

伊場勇委員長 先ほど、参考人のお子様は35度ぐらいの気温の中でスポーツ

をされていると。それに対する対策ですが、サーキュレーターとかスポットクーラーとかを市民体育館や武道場で使用されているんですか。希望があれば使わせるなど、そういう状況はいかがですか。

原田文化スポーツ推進課長　こちらに関しましては、特にサーキュレーターが1台あるかないかぐらいなので、実際に使われているかどうかは把握できていません。しかし、そういった事例もありましたので、このたび市民体育館に関しては冷暖房を導入したいということで御審議いただき、令和9年度供用開始を目指して着々と進めております。なお、柔剣道場につきましては、やはり学校と同じような状況で、窓を全開にされる中で活用されているということを承知しております。

大井淳一郎委員　中長期的なところも大事なんですけれども、参考人が先ほど言われたのは、とにかく今この目の前にある暑さをどうにかしてほしいということです。これに対してサーキュレーターと言われましたが、サーキュレーターというのはちゃんとクーラーなどが効いているところで機能するものなので、サーキュレーターだけがあってもスポットクーラーが1台、2台あるぐらいでは、なかなかこのサーキュレーターが活躍できない場面があります。ですので、緊急にそういった整備をしていただきたいということが参考人の願意だったと思うんですが、これに対して何か対応は考えていらっしゃるでしょうか。

矢野教育次長兼教育総務課長　小中学校施設につきまして、スポットクーラーが100ボルト対応で大体1台10万円弱ぐらいの金額が必要になってきます。1施設当たり仮に2台として、15か所の体育館がありますので30台必要になってくるということになると、300万円ぐらいの金額がかかります。送風機能だけの大型扇風機になると、安全性も考慮すると1台当たり大体5万円ぐらいするようになります。これを2台掛ける15か所となると、それなりの予算措置が必要になってくると思いますので、現時点での教育委員会が所管する予算においては、執行は困難

と考えております。

伊場勇委員長 現時点で、市民体育館は今から整備を進めると。武道場についてはどうですか。何台あるということ把握されているかどうかです。

原田文化スポーツ推進課長 柔剣道場については、設置しているものはございません。

白井健一郎委員 学校の体育館の話に戻ります。室温などいろいろほかにも判断要素があると思うんですが、例えば、体育の授業で体育館を使わないという基準を先ほどおっしゃられたと思うんですけど、もう一度教えてください。

升谷学校教育課長 先ほど申しあげました暑さ指数ですけれども、例えば、運動は原則中止となる基準の暑さ指数は3.1です。これは気温が35度以上で湿球温度計が27度以上になります。ですから、湿度と気温を見ながらこの暑さ指数が決まっています。それに応じて、3.1以上で「運動は原則禁止」とか、3.1以下ではあるけれども2.8以上であれば「激しい運動は禁止」とか、この数値に従って行っております。

白井健一郎委員 暑さ指数3.1というのは、室温が35度とおっしゃいましたか。

升谷学校教育課長 室温が35度以上でございます。

白井健一郎委員 あとは湿度のことをもう一度お願いします。

升谷学校教育課長 気温が35度以上、それから湿球温度計が27度以上となっております。これで換算して湿度が出るんですが、手元に湿度表がありませんので湿度が何パーセントとお答えすることはできないんですけ

れども、気温と湿球温度計の数値から暑さ指数が求められています。

白井健一郎委員 気温が35度で室温が27度ですか。もうちょっとちゃんと  
言ってください。

升谷学校教育課長 気温が35度以上ですね。湿度については手元に資料がご  
ざいませぬ。湿度を測るために、通常の温度計とガーゼなどを水で湿ら  
せた温度計の2つの差異で湿度表を使って湿度を求めるようになります。  
ですから、実際はこの気温とその湿球温度計の差異で湿度を求める表が  
別途あるんですけど、手元に資料がないので湿度何パーセント以上とお  
答えすることはできません。

白井健一郎委員 この暑さ指数が31を超えることによって、授業が中止され  
たという例はあるんですか。

升谷学校教育課長 ございます。

白井健一郎委員 それは山陽小野田市内ではこの夏に何回ぐらいありましたか。

升谷学校教育課長 各学校の回数は把握していないのですが、実際にそのよう  
なことがあるという報告は受けております。

伊場勇委員長 先ほど参考人から、労働会館でも室内スポーツをされていると  
いう発言がありましたが、労働会館の状況は分かりますか。（発言する  
者あり）分からないですね。そのほかに質疑はありますか。

森山喜久副委員長 請願者の一番の願意は、各屋内運動場にエアコンを設置し  
てもらおうことでした。ただ、子供たちがスポーツをしているという現状  
があるので喫緊に対応してもらいたいというところで、スポットクーラ  
ーとかサーキュレーターとかで全体的な室温を下げるようなことができ

ないかというお話であったと認識しているんですよ。その中で、スポットクーラー自体は2台設置されているという形でありながら、体育館の大きさによっても効き具合とか上空になかなか達しないとかもあるのかもしれない。中長期的にはエアコンを設置して、喫緊にはスポットクーラーとかサーキュレーターとかで対応をしてほしいという願意に対して、実際どういう状況になりそうなのかというところを、現時点で構いませんので教えてください。

伊場勇委員長 小中学校の体育館と文化スポーツ推進課の関わる施設の両方とも回答してください。

矢野教育次長兼教育総務課長 まず、小中学校施設でございますが、先ほど申し上げたとおり、スポットクーラーにしても大型扇風機にしても、相応の予算が必要となりますので、現時点ですぐに行うことは困難だと考えております。

原田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課が所管している施設、市民体育館につきましては、令和9年度供用開始を目指したエアコンの導入を踏まえておるところでございます。柔剣道場に関しましては、サーキュレーター対応は早急に取れるかと思っておりますので、こちらは早急に対応いたします。

森山喜久副委員長 各小中学校のスポットクーラーの話なんですけど、大型扇風機はないですか。

矢野教育次長兼教育総務課長 学校で購入しているところも複数あるということは承知しておりますが、全ての学校にあるわけではないと考えております。

森山喜久副委員長 その実数は、現時点では即答できないということですか。

矢野教育次長兼教育総務課長 申し訳ありません。どこの学校と具体的にはお答えできません。

森山喜久副委員長 私が知っている学校にも大型扇風機が1台か2台あったように思います。そこで風の流れをつくるだけでも温度設定が大分違うと思っています。それにスポットクーラーも併せて置けば、完全とは言いませんが一定程度の気温対策にもなるのかなとは思っています。実際に授業などでそういった対応をするということは事例としてあるんですか。

長友教育長 詳細を把握しているわけではありませんけども、私が把握する限り、授業ごとでスポットクーラーを移動するのはかなり労力がかかりますので、体育館に置いてある大型扇風機を使っているという事例は見ております。

伊場勇委員長 小中学校の体育館、そしてそのほかの屋内運動場について、空調をつける計画や予定は、現在のところありますか。

矢野教育次長兼教育総務課長 熱中症対策として空調が非常に有効であるということは重々承知しておりますが、現時点では屋内運動場に空調設備の設置をすることは考えておりません。ただ、昨今、国が設置に向けて補助率を上げるなどしておりますので、近隣の他の自治体での導入であったり、それにかかる費用であったりを研究するために資料を集めているところです。

伊場勇委員長 武道場についての計画等がありますか。小中学校の体育館以外についてです。

原田文化スポーツ推進課長 柔剣道場についても今のところは検討しておりません。と申しますのも、利用状況を鑑みて、大きな大会になりますと市

民体育館を御利用されておりますので、通常の練習程度といった状況では検討していません。

伊場勇委員長 厚狭地区複合施設にはアリーナがありますね。そこでも運動ができますけど、アリーナについては計画があるかどうか、答えられますか。（発言する者あり）分からないですね。そのほか、この点について質疑はありますか。

岡山明委員 小中学校の室内運動場は避難所にもなるということで、屋内運動場に関して、国からの冷暖房の補助的な予算というのは組まれてないですか。

矢野教育次長兼教育総務課長 国の交付金のメニューとして補助がございます。補助率は2分の1となっております。

大井淳一郎委員 学校施設環境改善交付金が令和7年度までということで、空調設備整備臨時特例交付金というのが2分の1で、補助単価が1.5倍に設定されているということなんですが、教育総務課長が言われたのはそのことでしょうか。

矢野教育次長兼教育総務課長 その交付金ですが、対象期間が令和15年度まで延長されたところでございます。

大井淳一郎委員 補助メニューは私が見ているものと同じものだと思うんです。令和15年度までということで、こういった有利なものを活用してはどうかと思うんです。前から、学校の屋内運動場にはつけないという何か一貫したものがあるんですが、やはりその一方で子供たちの安全を一番考えなければいけないところだと思うので、検討状況をお答えください。

矢野教育次長兼教育総務課長 本取組については国も重要な課題と捉えており

ます。国としても早期実現を期しているものと考えておりますが、空調の設置工事、これに伴う電気設備工事、国の交付金の補助要件にもなっておりますが、耐熱遮熱工事というものが必要になってくるほか設置後の維持管理費用等を含めると、非常に大きな事業費が想定されます。このためにも事業化に当たりましては、十分な議論等が必要になるかと考えております。先ほど申しますとおり、交付金の期限が令和15年度まで延長をされております。将来的に設置を計画する場合に、交付金の手挙げの時期が遅れないように意思決定をする必要があると考えておるところでございます。

笹木慶之委員 この請願の趣旨に沿って質問します。請願に基づいたお答えをしてもらいたいと思います。請願書に「屋外スポーツの外気の取り入れなどは」云々とあるんですよね。これは施設を固定しているわけじゃなくて、屋内スポーツの進行のときにはこうなるといっているわけです。そのための機械的なもので温度を下げてほしいという要望が出てくるわけです。具体的にどうこう言っているわけじゃなくて、国の指導もあるかもしれないですが、本当に指導にのっとって適切に対応できているのかが一番の願意だと思います。一部の部署については説明がありましたが、そうでない部署もあります。市民が等しく利用できる仕組みをつくっていくことが今回の狙いじゃないんですか。だからお尋ねします。その中に漏れているような答弁があってはいけないと思うんですけど、それ以外の施設がありませんか。あるんじゃないですか。例えば、複合施設はどうなっているんですかという質問があったら誰が答えるんですか。（「呼ばないといけない」と呼ぶ者あり）それじゃいけないです。施設は誰かが管理しないといけないじゃないですか。誰も知らないということじゃいけないと思うんですよ。それが願意となっているわけです。意味が分かりますか。だから、小学生だろうと中学生だろうと高校生だろうと、誰が使うか分からないけれども、公共的な場所を使ってスポーツ振興していこうと。そこにはいわゆる温度を下げる機能が機械的にないですと。だからどうしろとは書いてないんだけど、何

らかの対応をしてほしいということを書いているわけです。だから聞いています。国がどうだこうだ、予算がどうこうということを行っているわけじゃないです。現実的な対応はどうなっているのかということを知っているんだけど、いかがなものでしょうか。

伊場勇委員長 質疑はどういった内容ですか。

笹木慶之委員 だから、それについてはどのようになっているのかって今聞いているわけです。

伊場勇委員長 もう一度質疑をお願いします。

笹木慶之委員 機械的なもので安全に温度を下げてスポーツに取り組んでもらいたいという願いが伝わってくるので、本当に取り組んでいるのかということを知っています。

辻村総務部長 屋内スポーツ全般というところでの質問をされたのかなと思います。やはりそれぞれの課が施設を所管しておりまして、所管課の考え方というのは当然ありますので、今この場面で、これについてトータルで答えることは難しいと思います。ですから、今来ています教育委員会と文化スポーツ推進課の所管する施設についてはお答えしたとおりでありますが、その他の施設について今この場でお答えすることは難しいと考えております。

白井健一郎委員 先ほどから質疑をずっと聞いていまして、結局この請願者が言われるような熱中症対策に関して、現状からどう変えるのかという気持ちが全然伝わってこないんですね。しかも、話が科学的ではなくて、スポットクーラーを移動したり、サーキュレーターをつけたり、そういう問題じゃないと思うんですよ。仮に熱中症の患者が出た場合、責任を問われるかもしれません。ここまで議論が煮詰まっているなら、そうい

う点に関して先ほどから言っている現在の暑さ指数31というのが果たして適切なかどうか、あるいは31を超えたときに学校の教育の場面において本当に体育の授業が中止されているのかどうかという問題について、果たして正確な認識がおりなのかどうかということを確認に思いますが、どうなんでしょうか。

長友教育長 学校における熱中症対策につきましては、スポーツ庁がガイドラインを出しております、県もガイドラインを出しております。本市ではそのガイドラインに沿って厳しくやっております。きちんと行っているのかという問いに関しましては、学校では厳密に行っております。

伊場勇委員長 屋内運動施設についての気温を下げる取組についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に行きます。指導者に対する謝金についての要望です。こちらについて、委員からの質疑を執行部に対してお願いいたします。

大井淳一郎委員 地方公務員の兼業についての法律とか条例とかの現状についてお答えください。

古屋総務部次長兼人事課長 これについては一般質問も出ておりましたので、その後ということで報告させていただきます。6月11日に国から通知が来ましてガイドライン等が示されたということでございますので、それを受けて本市も許可基準を策定いたしまして、7月8日に職員に周知を図ったということでございます。許可については、社会貢献や地域の発展活性化に寄与するような活動について許可していただくということで、この中には部活の指導員も含まれております。今後、申請が許可されれば、謝金を受け取って部活の指導ができることとなります。ただ、この営利企業の従事が勤務時間外ということになっております。先ほど出ておりましたけども、例えば夏休みに大会があって平日付き添わないといけない場合は、年休で対応することになるかと思っておりますけども、そう

いった場合は給料が払われておりまして、二重給与になりますので謝金を受け取ることはできないという対応になろうかと思えます。

大井淳一郎委員 その延長で出てきたのが、いわゆる交通費といった費用弁償ですね。謝金に当たらない程度のものであれば出せるのではないかということがあるんですが、運用についてお答えください。

古屋総務部次長兼人事課長 費用弁償、交通費等であれば今も受け取ることができますので、このたびは報酬ということで認めて緩和を図ったということでございます。

森山喜久副委員長 その兼職・兼業の関係で、今言いました費用弁償も、何かしら許可の手续などが必要なんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 費用弁償については、特段許可は必要ございません。

伊場勇委員長 例えば、クラブチームで指導されている方やスポーツ少年団で指導されている方もいらっしゃると思います。それがどの程度の時間なのかです。公務員としての業務があって、違うところでも活動されていて、ただそこに謝金を頂くということは、勤務とは言いませんが活動時間が発生するわけじゃないですか。それについてその合算とかその縛りとかいったものがどういう状況でどういう対応をしているのか、教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 許可をする際に要件を設けております。1週間当たりの勤務時間が原則8時間、1か月が30時間を超えないということ。あと、週のうち1日は何もしないような、要は休む日を設けるという制限を設けているということでございます。

伊場勇委員長 1か月30時間を超えないというのは、市独自のものですか。  
それとも、何か法令があるんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 国がガイドラインを出しております。

伊場勇委員長 それを超過して40時間にしてほしいといった声などはあります  
か。

古屋総務部次長兼人事課長 まだ始まっていないものでございますので、今後の  
状況次第でございます。やはり職員の健康管理も行う必要がございます  
ので、そういったものを見ながら判断していくようにはなろうかと思  
います。

伊場勇委員長 有給を取られて、そのときにまた違うところから謝金を頂くと  
いうことは、どのように法に抵触するのか、その辺を説明していただ  
けますか。

古屋総務部次長兼人事課長 地方公務員法第24条に、他の職を兼ねる場合も  
給与は受け取れないというものがございますので、それが根拠というこ  
とでございます。

森山喜久副委員長 素朴な質疑で申し訳ないんですけど、山陽小野田市に在住  
している市職員であれば、市長等の許可になると思うんです。宇部市に  
在住していて、宇部市で地域活動を本市の職員が活動する場合も本市の  
市長等の許可という理解でいいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 任命権者が許可するようになります。

伊場勇委員長 やはり公務員としてしっかり職務に当たるというのは当然のこ  
とですけども、例えば、違うところで社会貢献になること、もちろんス

スポーツ振興に当たっては指導者として活躍していただけることはとても有意義だし、いろいろな意味があると思うんですけど、そういうことをもっと広げて、可能性があるところにもっと遠慮なく挑戦することについて、人事課としてどういうふうに職員に促しているんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 このたびの国の議論の中でも、地域貢献とか社会貢献とかというのがキーワードになっておりましたので、そういった活動についてこのたび認めたということでございます。例も幾つか出しておりました、部活の指導員、消防団員、統計調査員、あるいは地域貢献につながるイベント等への参加など、あるいは公益性の認められる講演やイベント等の講師とかいうようなものも出しております。あと、当然兼業でございますので、本業に影響がないというのが大前提ではございますが、地域貢献という面ではそういったものに従事していく職員が増えていくことはいいことだと思っております。

大井淳一郎委員 神戸市は地域貢献応援制度ということで、許可基準を明確にして社会貢献のための兼業を促進している事例があるそうなんですけど、そうしたことも考えていらっしゃるのでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび職員に許可基準を出しておりますので、その中で今申し上げたような具体的な例も出して、許可基準等を示しているということでございます。

大井淳一郎委員 許可基準で、公務の遂行に支障がないこと、職務の公正を確保できること、品位を損ねるおそれがないことなどという抽象的なものではなくて、ある程度具体的な基準を示したほうがいいのではないかなと思うんです。中身を見てないので分からないんですが、その辺りはある程度具体化されているということよろしいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 前提として、社会貢献とか地域貢献とかにつながる

るような公益性のある活動ということにしております。ただ、分かりにくいので、先ほど申し上げた具体例を明示しているということでございます。

笹木慶之委員 確認しますが、兼業禁止は分かるんですけど、営利企業の従事制限については特段問題が関わってきませんか。

古屋総務部次長兼人事課長 営利企業の従事制限の許可はいろいろなものがありまして、個別に判断をしていくようになります。このたびは国のそういったガイドラインが示されたということもあって、地域貢献につながるような公益性のある活動については許可するというものでございます。

森山喜久副委員長 兼職・兼業の確認で、人事課じゃなくて教育委員会関係になるんですけど、山口県の職員とか教師とかであれば、例えば宇部市や下関市で働いている方が山陽小野田市でスポーツ活動の指導をしていくという形になりますよね。そのときはあくまで勤務先の宇部市とか下関市とかの教育委員会での許可という理解で、山陽小野田市はそこに関しては関われないということなんでしょうか。

升谷学校教育課長 教職員が兼職・兼業の許可を得る場合は、その服務監督をしている市町教育委員会が許可を出すようになります。下関市で働いている教職員については、下関市教育委員会が兼職・兼業の許可をすることによってございます。

森山喜久副委員長 下関市とか宇部市とかそれぞれ働いている中で、その方々の労働時間が長いという判断をされたら、兼職・兼業の許可がされない可能性もあるという理解なんでしょうか。

升谷学校教育課長 国が示しているガイドラインでは、単月に100時間未満——この100時間というのは、時間外在校等時間とそれから地域クラ

ブでの活動の従事時間の合計となっています。学校での時間外在校等時間と地域クラブでの活動の従事時間の合計が単月で100時間未満であること、あるいは併せて複数月の平均が80時間以内であることという条件がございます。

森山喜久副委員長 ガイドラインが示されたということであれば、地方公共団体についても、そういう申請があれば許可されていくという理解でいいですか。

升谷学校教育課長 その方向であると理解しております。

大井淳一郎委員 ほかの市町では、地域クラブ活動に係る兼職・兼業の許可の取扱いに関する要綱というものを定めているんですが、本市の状況を教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 許可基準は決めましたけども、要綱という形では定めておりません。

大井淳一郎委員 今、言われたのは市職員だと思うんですが、教育委員会では同じような要綱が。今、目の前にあるんですがいかがですか。学校教育教員の地域クラブ活動に関するということなんですが。

升谷学校教育課長 教職員については、地方公務員法と併せて教育公務員法特例法がございます。その第17条に兼職に関わることが書かれてあります。教育に関すること、公務員に特化したことではございますが、それに基づいての基準というか要綱を従前から作成しております。

長友教育長 令和5年3月29日山口県教育長教職員課長名で本課のほうに、「勤務時間外における教職員の地域クラブ活動の従事等の取扱いについて」という通知があり、これについては学校にも示しています。

岡山明委員 現在該当するような教職員はいるのか。実際に兼業しているという実績はあるんですか。ほかの市町の職員もいらっしゃると思うんですけど、兼業に該当して実際に来ている方がいらっしゃるかどうかお聞きします。

升谷学校教育課長 現在のところ、地域クラブで従事しているという教職員は市内では確認ができておりません。いない状況でございます。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑がないので、執行部をお呼びしての質疑は以上といたします。ここで暫時休憩します。

---

午前10時49分 休憩

---

---

午前11時 再開

---

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。  
本日、屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書について、参考人をお呼びして願意の確認をしました。そして、担当する執行部を呼んで、状況は確認できたと思います。これについて、今から自由討議を行いたいと思います。まずは、屋内スポーツにおいての昨今の夏の気温上昇に伴った室温の冷却についての要望についての自由討議を行います。意見のある方の挙手を求めます。

大井淳一郎委員 今回の請願は、参考人が所属するチームのことだけではなくて、子供たち全体の安全を考えられたすばらしい請願だったと思います。先ほど財政的に厳しいという答弁もあったんですけども、国も熱中症対策にはすごく危機感を持っているという現れで、令和15年まで使える補助メニューが新たにあるということもあります。やはり中長期的に

はそういったものを活用しながらやるべきだし、短期的には現在あるスポットクーラーの柔軟な貸出しなどをやることによって環境整備をすべきだと考えました。

笹木慶之委員 私の方で申し上げたいことは、室内スポーツでは外気の取り入れなどでは温度の低下などの効果が云々ということであって、機械的なもので安全に室温を下げてスポーツに取り組んでももらいたいという願意をやっぱり受け止めなくてはならないと思いました。したがって、万人等しく、市民がこれに関連するようなものについても当然のこととしてスポーツにいそしむという環境づくりをするということと、もう1点は、やはりどうこう具体的なことを言うのではなく、室温を下げてスポーツに取り組んでももらいたいということです。だから、これらを含めたスポーツ振興にしっかり取り組んでほしいという願意として受け止めました。具体的な手法についてどうこうということではありませんが、それらを押しなべて、そして、市民が本当にそういう施設を使って室内運動ができるということが大事だと受け止めて、そのような施策の振興を進めてもらいたいと思います。

松尾数則委員 請願の内容も含めて、確かにこういう時期ですから熱中症などいろいろ問題があります。国のほうがそういった助成制度もつくっているのに、山陽小野田市では、体育館は空調機器を設置しないというようなことを言っていますので、やっぱり国がせっかく本気になっているんですからそういった制度を利用して長期的にやるべきだという気がします。もちろん短期的にやるべき必要もあるわけですけど、空調対策は長期的に捉えてしっかりやっていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

岡山明委員 「小中学校を優先的に機械で安全に室温を下げるということではできないか」という質疑に対して、「小中学校の屋内運動場を最優先に行う」という話をお聞きしたと個人的に思いました。予算の関係もあるし、

例えば小中学校全体に整備という形を取らないと、一つの学校にするということになるとどうしても格差が出てきますので、やはりスポーツを取り組む裾野を広げていく上で、施設関係をしっかり強化していただきたいし、夏場に対応できるような施設の形を進めていきたいという趣旨で受けたということで、今後その辺はしっかり進めていきたいと思っております。

伊場勇委員長 請願者の方が言われたのは、取り急ぎ小中学生、体力的に劣る子供たちについては、早急に対応が必要ではないかということでございました。それに加えて大人もスポーツすることがあります。その環境がある中で、室温を下げるということについてはしていただきたいという願意があったかと思えます。

白井健一郎委員 熱中症対策については、市の執行部側だけではなくて、市議会のほうでも、例えば、市民体育館の冷暖房の問題にしてもそうですし、取り組んでいる問題ではありますけれども、本市の小中学校の体育館がどうなのかという状況なども踏まえると、この請願をきっかけに熱中症対策の優先度をまた考え直して、優先順位を上げることによって、何らかの対策を講じることが必要なのではないかと思います。

森山喜久副委員長 こちらの願意を含めて、この請願は本当に取り組むべきだと思います。特に先ほどちょっとあったんですけど、公立学校施設の体育館等への空調設備の整備ということで、国のほうは令和17年度までに全体の95%の空調の設備設置を目標としていますので、他の市町村などの状況もあるんでしょうけど、山陽小野田市として率先してそういったところに取り組んでいただきたいということは切に願います。

大井淳一郎委員 少し付言させていただきますと、スポットクーラーを各校に2台ずつということなんですが、私も以前自分の中学校のイベントに出たときにスポットクーラーを使いましたが、スポットというぐらいで、

ホースの近くに行けば涼しいですけど、少し離れれば全然効果がないということもありますし、温かい暖気も出るので結局あまり効果がないということもあります。スポットクーラーは完全に万全なものではないので、湿度を下げるものも含めた空調というものは本来あるべき姿であるということをお付けしたいと思います。

伊場勇委員長 そのほかに御意見はよろしいですか。では、もう1点のことについて、指導者に関しての謝金についての要望です。理由の中で、公務員が指導者の場合の謝金の支払いができないということがありました。これについて先ほど執行部にも確認しましたが、法律上、有給を取られているところで、違うところで謝金を頂くことはできないことが確認できましたし、請願者の願意としても、そこをどうにかしてくれという話じゃなくて、公務員の方でもスポーツの指導されている方がいらっしゃる。もっとその辺の裾野を広げていただきたいということがございました。その点について、委員からの意見を頂きたいと思います。

笹木慶之委員 指導者の謝金の問題について、やはり法律がありますからね。法律は法律としてあるんだけど、そのあるべき姿というか、やはり指導者を養成していくという社会的な現象が動いていると思います。だから、それに対する決まり事というか、運用を含めた対応がある程度できてきているんじゃないかなと思います。具体的な現実的な問題が今後起こってくると思いますが、それはやはり真摯に受け止めて、本当に事業が的確にできるような実践力をつくってほしいと思います。

岡山明委員 先ほど話があったとおり、国も県も兼職・兼業というガイドラインがあるという状況ですから、法に沿って市の運用で融通が利くようなガイドラインの運用をしっかりと進めていただきたいと思います。

伊場勇委員長 そうですね。社会貢献、地域貢献についてはいいことだと執行部も認識していますし、国のほうも兼職・兼業については縛り切るんじ

やなくて、もっと柔軟に対応できるようにして、もちろんその大前提は公務員という職務はちゃんとしなきゃいけないが、それ以外のところでは積極的に活躍していただくようにしていただきたい。7月にガイドラインを職員に周知したということがございましたね。

松尾数則委員 クラブ活動の地域移行というのは大事なことですし、例えば消防団も公務員にも入ってもらっていて随分助かっているでしょう。そういった社会貢献も含めて、やはりこういう流れで進めていったらどうかという気はします。

大井淳一郎委員 地域クラブも含めて、既に公務員の方で指導者としてやられている方も散見いたしました。やはり公務員の方も含めて、こういった方が担い手として重要な位置づけであることは言うまでもありません。その公務員の方が地域移行に参入しやすいような環境整備をしていくことが必要であろうかと思えます。もちろん、法律の枠組みを超えることはできませんけれども、国の方針に従いながら、地域貢献をしやすい形で環境整備、お金の面もそうですし、許可条件の緩和、緩和というかスムーズに移行しやすい形にしていくことが必要ではないかと考えます。

白井健一郎委員 今日参考人の方もおっしゃっていたように、地域スポーツの裾野を広げるという考え方は、やっぱりスポーツの意義を考えるとそのとおりだと思います。ですから、制度もそのように設計していただいて、そして運用面においても考えていただくというのがよいのではないかと思っています。

森山喜久副委員長 今回また執行部の中で明らかになったことで、謝金としての支払いはできない場面があったと思いますが、その一方でそういう場合でも実費として、例えば交通費として実費分を受け取ることはできるという話もあったと思います。何が払えるのかということも明らかにしながらも、やはり指導者として優れている人材の確保は必要になります

ので、裾野を広げるという取組としてやっぱりこの願意は必要だと認識しております。

伊場勇委員長 そのほか御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ここで暫時休憩といたします。

---

午前 11 時 13 分 休憩

---

---

午前 11 時 14 分 再開

---

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。この請願第1号屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書について、先ほど自由討議をしました。まず、この中で討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。皆さんの御意見を聞いている中で、委員長として、この請願に対しては皆様採択だと思いだと酌み取りましたので、採択について諮りたいと思います。それでは採決いたします。請願第1号、屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書について採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で採択すべきものと決しました。以上で、この審査内容1については終わります。それではここで暫時休憩します。

---

午前 11 時 15 分 休憩

---

---

午前 11 時 19 分 再開

---

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたし

ます。本日の付議事項については追加をいたしました。お手元に配付してございますので、御確認ください。追加したのは、要望書（市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直しについて）でございます。これについて、この審査をするにあたり、陳情者を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りいたします。請願者の1者である小野田商工会議所から、本件の担当である建設部建設部会副部長、杉山晶等様、建設部会幹事、日高宏様、専務理事、堀川紀男様をお呼びしたいと思います。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたしました。お呼びする日時は、調整の結果、令和7年9月4日午前10時からとしたいと思います。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたしました。その他はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で総務文教常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

---

午前11時21分 散会

---

令和7年（2025年）8月29日

総務文教常任委員長 伊 場 勇